

継続的な安全性向上に資する法的な「仕組み」のアイデア

継続的な安全性向上に関する検討チーム 谷川

I. コミットメントに基づく自主的取組の監督	2
II. 原子力規制検査の対象拡充（自主的取組の検査対象化）	3
III. 新知見対応時における基準・許可手続の一部適用除外	4
IV. 自主的取組に係る規制の一部免除制度	5
V. 日本版バックフィットガイドラインの整備	6
VI. 規制機関の見解・意思表示に係る文書の体系化	7
参考 安全性向上評価届出制度の改善の可能性について	8
別紙 1 新知見対応プロセスのフローチャート（提案Vのイメージ①）	9
別紙 2 規制上の手法を選択する際に考慮すべき要素の事例集 （提案Vのイメージ②）	10
別紙 3 参照条文	11

I. コミットメントに基づく自主的取組の監督

1. 概要

原子力施設の安全性向上に関する原子力事業者の自主的取組に関して、㉑ 原子力事業者が計画を作成することができることとし、㉒ 作成した計画について原子力規制委員会の認定を申請することができることとした上で、㉓ 認定された計画の実施に際して許認可手続の省略や基準の特例を認める等の原子炉等規制法の適用の特例等を整備してはどうか。

2. 改正理由

原子炉等規制法は、原子力施設に係る許可の審査を始めとして、その後も、工事の計画の認可の審査、使用前検査、施設定期検査等によって原子力施設の安全性、健全性を担保するとともに保安規定の認可、原子力規制検査等によって原子力事業者の保安活動についても確認を行っている。一方、こうした法律上一律に課される規制に加えて、事業者がより高度な安全性を追求するために自主的に当該要求内容を上回る措置を講ずることは否定されるものではなく、むしろ原子力施設の安全性向上の観点から望ましいことであるといえる。

このため、事業者の安全性向上の取組について規制上の位置付けを与え、必要に応じて規制の特例を措置することにより、原子力施設の安全性向上に係る事業者の自主的取組を促進することとする。

3. 論点

- 具体的な法令改正の手法としては、事業者の自主的取組に関する努力義務規定が置かれている原子炉等規制法第9章「原子力事業者等の責務」を拡充する形も考えられるが、建築物規制に関する建築基準法と建築物の耐震改修の促進に関する法律の例を参考に、原子力規制においても2階建ての枠組みとして新法を制定するという案も考えられる¹。
- 法令立案事務の観点からは、警察的規制として施設に係る最低限の基準を定める法制度に、当該基準を超える追加的な取組に係る規制を設ける事例はあまり例がなく、制度設計及び制度に関する説明が困難であることが懸念される。
- また、新知見への対応については、現行の原子炉等規制法においてバックフィット命令規定を用いることにより必要十分な措置が講じられる法制度となっており、本提案は立法事実に乏しく、むしろ既存の制度をより厳格に適用することにより安全性の向上を追求すべきとの指摘が懸念される。
- 本提案は、例えばデジタル安全保護系に係る事業者の自主的取組や、警報なし津波に関する対応について適用し得るものと考えられる。

¹ 建築物に関する規制については、「建築基準法」により建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めているほか、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において種々の義務（努力義務を含む）や建築基準法の適用の特例等について規定しており、いわば2階建ての規制制度となっている。

Ⅱ. 原子力規制検査の対象拡充（自主的取組の検査対象化）

1. 概要

原子力規制検査の対象として現在掲げられている① 事業者検査の実施状況、② 技術上の基準の遵守状況、③ 保安規定の遵守状況、④ 保安上の措置の遵守状況等に加え、⑤ 事業者の自主的取組についても原子力規制検査の対象としてはどうか。

2. 改正理由

原子力規制検査制度は、原子力災害の防止等による公共の安全を維持するためには、想定外の事象の発生を念頭に、常に最新の知見を踏まえて現状の取組を検証し、継続的な安全性向上を図ることが重要であり、事業者の義務の履行の確保及び継続的な安全性向上を促していくような、効率的で効果的な検査の仕組みを構築することが必要との考え方に基づき、事業者が講ずる措置等を包括的に原子力規制委員会が検査するものとして平成29年の原子炉等規制法改正により設けられた制度である。

この制度により、原子炉等規制法における種々の義務の履行の確保状況について包括的に検査を行うことができるようになったものの、同法の義務に係らない事業者の自主的取組を原子力規制検査の対象とすることは難しく、事業者の安全性向上を促すような規制を現に実施できているかどうかを規制機関として十分に確認できているとはいえないという課題が残されている。

このため、事業者が施設の安全性向上に関して講じた措置を原子力規制検査の対象として加えるよう原子炉等規制法第61条の2の2を改正することで、原子力施設に係る安全性向上に関する包括的な検査が可能となるよう所要の改正を行うこととする。

3. 論点

- 法令立案事務の観点からは、検査とは、規範が要求していることを確認するためのものであり、改善命令の履行状況を確認するような場合は格別、およそ一般の活動状況を見るための検査というものは規定し難いことが懸念される。
- 原子炉等規制法において原子力規制検査が立入検査とは別に規定されているのは、検査の実施を原子力規制委員会等による任意の判断に委ねておくのではなく、原子力災害の防止等による公共の安全を維持するために必要な検査については原子力規制委員会に検査を義務付けておくことが必要との理由等によるものである。この点、事業者の自主的取組に係る検査を原子力規制検査によって行うべきか、立入検査によって行うべきか整理する必要がある。
- また、原子力規制検査は事業者から手数料を徴収するものである一方、立入検査は手数料の徴収を行わない。この観点からも、事業者の自主的取組に係る検査がいずれの制度との親和性が高いか検討する必要がある。

Ⅲ. 新知見対応時における基準・許可手続の一部適用除外

1. 概要

基準を改正した場合における新基準への適合手続等の新知見への対応手続について、許可に係らしめないことにつき安全上問題ないと原子力規制委員会が個別に認める場合について、基準を一部適用除外する又は許可を不要とする（届出の対象とする）等、基準・許可手続を一部適用除外する仕組みを設けてはどうか。

2. 改正理由

現行の制度においては、事業者が発電用原子炉の設置の許可の申請事項の一つである「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」を変更する場合、既許可と同型の発電機を増設するような限られた場合を除き、変更の許可を受ける必要がある。これは許可済施設の基準を強化して事業者に対策を要求する場合においても一律に適用される規制であるが、原子力規制委員会が全ての発電用原子炉施設について一件ずつ審査を行い、事業者は工事の着手前に設置変更の許可を取得しなければ設備の改造が許されないとするのは、結果として発電用原子炉施設の安全性向上の実現が遅れることにつながりかねない。

このため、許可に係らしめないことにつき安全上問題ないと認められる場合に基準・許可手続を一部適用除外するよう、実用炉則第6条に定める設置変更許可を要しない場合（届出の対象とする場合）を拡充する、又は設置許可基準規則において特定の原子力施設について一部基準の適用を除外することとする。

3. 論点

- 実用炉則を改正する方法による場合、設置変更許可申請の代わりとして届出が必要となり、届出を確認するという形で実質的に許可の審査と同等の確認が必要となることが懸念される。また、事後的に届出の内容が不相当であることが判明した場合における是正の枠組みについても整理が必要である。
- 設置許可基準規則において基準の一部適用除外をする場合、適用除外された施設・設備は自主設備と位置付けられることとなるが、それらを何らかのタイミングで規制上の施設・設備に取り込むべきか否かの検討、また取り込む場合においては制度上の整理等が必要である。
- いずれにせよ、本提案は法改正を伴わないものであるため、現行の原子炉等規制法が規則に委ねた範囲内で措置する必要があり、制度設計に制約があることに留意する必要がある。
- 本提案は、例えばデジタル安全保護系に係る事業者の自主的取組や、燃料被覆材の放射性物質閉じ込め機能に係る評価のやり直しについて適用し得るものと考えられる。

IV. 自主的取組に係る規制の一部免除制度

1. 概要

原子力施設の安全性向上に関する原子力事業者の自主的取組に関して、許可に係らしめないことにつき安全上問題ないと原子力規制委員会が個別に認める場合について、（要すれば代替措置を講じること等を条件として）変更許可を受ける義務その他の原子炉等規制法上の規制を一部免除してはどうか。

2. 改正理由

現行の制度においては、事業者が発電用原子炉の設置の許可の申請事項の一つである「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」を変更する場合、既許可と同型の発電機を増設するような限られた場合を除き、変更の許可を受ける必要がある。この手続負担により、事業者において行政庁が要求する基準以上に安全性を向上させるような自主的な取組を行う意欲があったとしても、安全性を向上させるための取組が相当程度阻害されているおそれがある。

このため、原子炉等規制法を改正し規制の一部免除制度を創設することで、許可に係らしめないことにつき安全上問題ないと認められる場合であって、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが適当であると認めるときは、（要すれば、代替措置に係る計画の適正な実施が確保される場合に限り、）許可を受ける義務等を免除することができることとする。

3. 論点

- 法令立案事務の観点からは、規制の一部を免除する制度は事業者の権利義務に関する特例を定めるものであるところ、法律による行政の原理等との関係で、国会の立法権を実質的に没却するような抽象的かつ包括的な委任とならないよう、免除できる規制の種類や要件等について慎重に限定する必要があるほか、制度自体について高度の必要性があることを示さなければならないものと考えられる。
- 本提案は、例えばデジタル安全保護系に係る事業者の自主的取組や、燃料被覆材の放射性物質閉じ込め機能に係る評価のやり直しについて適用し得るものと考えられる。

V. 日本版バックフィットガイドラインの整備

1. 概要

米国NRCのNUREG-1409 Backfitting Guidelinesの例²に倣い、原子炉等規制法における新知見への対応プロセス³（バックフィットを含む。）の枠組み・運用方法についてのガイドライン（特に、次の点について記載する。）を整備してはどうか。

- ▶新知見への対応プロセスのフローチャート⁴
- ▶規制上の手法を選択する際に考慮すべき要素の事例集⁵

2. 改正理由

原子力施設は、その種類や出力が様々であり、施設の特性や放射線リスクの程度に応じて基準を策定することが重要であるが、その一方で、原子力施設に係る基準をより明確化し、事業者の予見性を高め、原子力規制委員会の運営について一層の透明性の確保を図るべきとの指摘がかねてよりなされている。

この点に関し、原子力規制委員会は、新規制基準の考え方を整理した資料、審査における指摘事項と事業者の解答を整理した資料、審査業務マニュアル、及び新知見の収集・規制への取り入れ要否の判断に関するプロセスを整理した資料を整備する等、規制の予見性を高めるための種々の取組を行っているところではあるが、さらなる取組として、米国の例を参考に、（規制に取り入れることを決定した後の）新知見への対応プロセスに関する文書を整備し、明確化することとする。

3. 論点

- 本提案は、原子力規制委員会における法令の運用に関しての内規を定めるものであることから、特段の法令改正は不要と考えられる。
- 定量的なリスク情報や費用便益分析については、活用の可能性やガイドラインへの記載の要否等をさらに検討していく必要があると考えられる。

参考資料

- ▶[NRC, NUREG-1409, Revision1, " Backfitting Guidelines - Draft Report for Comment" , March 2020.](#)
- ▶[NRC, Management Directive \(MD\) 6.4, " Generic Issues Program" , January 2, 2015.](#)

² 米国NRCのBackfitting Guidelinesは、Generic Issues Program（本邦の技術情報検討会の枠組みに相当）で得られた新知見等に関してバックフィットの要否等を判断する枠組み・プロセスを、ガイドラインの形で取りまとめたものである。

³ 規制に取り入れることを決定した後の新知見対応プロセスに限る。新知見の収集及び規制への取り入れ要否の判断に関するプロセスについては既に整備済みである。

⁴ NUREG-1409のFigure A-1: NRC Backfitting Process Flowchartを想定

⁵ 既存のバックフィット事例について、[- NRC Qualitative Factors - List of Regulatory Actions That Rely Upon the Qualitative Consideration of Factors \(SECY-14-0087: Enclosure 1, NRC, August 14, 2014\)](#)のような形で取りまとめた今後の判断の参考とすることを想定

VI. 規制機関の見解・意思表示に係る文書の体系化

1. 概要

米国の例に倣い、知見の性質等や状況の変化に応じてプロアクティブに用いることができる行政指導文書体系として、指示文書（NRCにおけるGeneric Letterに対応）、規制情報連絡文書（Regulatory Issue Summaryに対応）、新知見情報連絡文書（Information Noticeに対応）といった文書類及び各類型の用途等を整理した内規を制定してはどうか。

また、基準に係る技術的なレポート等について、NUREG-Seriesのような類型別の技術文書体系を整理した内規を制定してはどうか。

2. 改正理由

原子力規制委員会と事業者とのコミュニケーションについては、原子力規制委員会の意図が正しく事業者理解されなければ、事業者の過小又は過剰な対応を招き、結果として効率的・効果的な継続的な安全性向上を阻害することとなる。この点、事業者との対話をより積極的に行うべきとの指摘もなされているところである。

そこで、原子力規制委員会の規制上の見解や意図等を正しく事業者に伝えるために、米国NRCのGeneric Communications ProgramやNUREG Series等の枠組みを参考に、同様の文書体系を整備することとする。

3. 論点

- 本提案は、原子力規制委員会における行政指導及び技術文書の運用に関しての内規を定めるものであることから、特段の法令改正は不要と考えられる。
- 既存の行政指導文書の枠組みとして、旧保安院時代のNISA文書、規制委員会のNRA文書というものがあり、これらの枠組みでは本提案の目的に不足していたのかどうかについて検討する必要があると思われる。
- 既存の基準体系（規則、解釈とその他のガイド類）との関係についても整理する必要がある。
- 本提案は、例えば警報なし津波に関する対応や、大山火山の噴出規模見直しに伴う対応等について適用し得るものと考えられる。

参考資料

- [NRC, Management Directive \(MD\) 8.18, “NRC Generic Communications Program”, January 2, 2015.](#)
- [NRC, Management Directive \(MD\) 3.7, “NUREG-Series Publications”, March 24, 2014.](#)

(参考) 安全性向上評価届出制度の改善の可能性について

1. 概要

現行の安全性向上評価届出制度について、① 米国F S A R化、② 欧州P S R化、③ F S A RとP S Rの分離併存、④ 廃止するなど、制度の再整理を試みてはどうか。

2. 改正理由

事業者の自主的取組を促進するために平成24年の法改正で導入された現行の安全性向上評価届出制度は、米国F S A R⁶、欧州P S R⁷、米国I P E⁸、米国I P E E E⁹、ストレステスト¹⁰等を組み合わせた制度となっているが、結果的に十分な機能を発揮していないように思われる。

そこで、規制上の機能毎に制度を分離する、特定の機能について規制を強化する、又は他の不要な機能を廃止する等を行うことで、本来想定していた機能を発揮させるよう制度の改善を試みたい。

3. 論点

- 現行の安全性向上評価届出制度のどの部分がなぜ機能していないのか、どのように変えるのが望ましいのか等を検討する必要がある。
- 欧州（特にスイス）のP S Rは米国や本邦でいうところのバックフィット（制度）の代わりとして機能しているように思われるので、安全性向上評価届出制度のうちP S Rとしての機能を分離又は強化する場合には、既存のバックフィットの枠組みとの関係について整理する必要がある。

⁶ 米国NRCにおける(Updated) Final Safety Analysis Report（定期的に提出することが義務付けられた施設のas-isの状態や安全評価の結果等を記載した報告書）をいう。

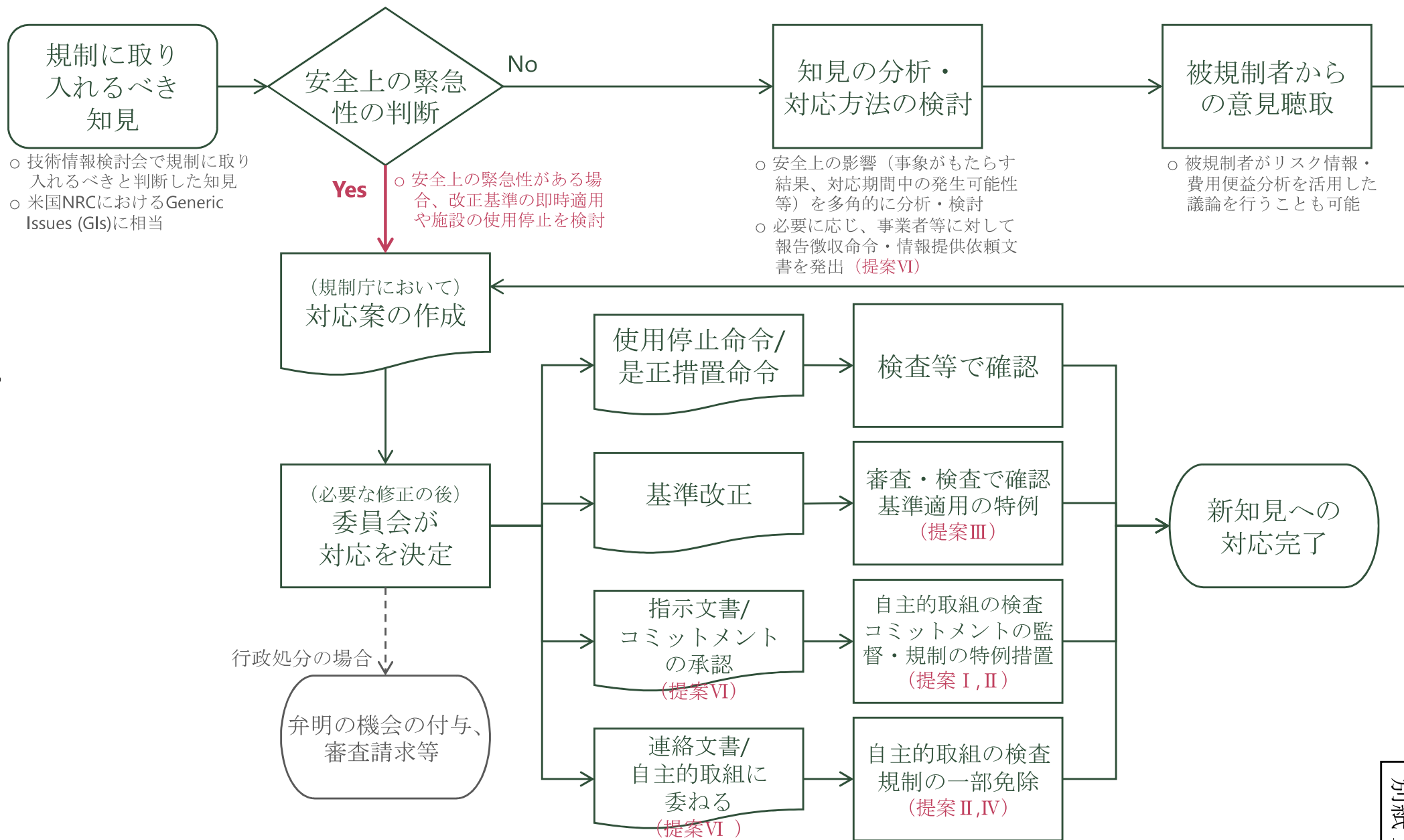
⁷ 欧州（特にスイス）におけるPeriodic Safety Review（原子力発電所の安全性に関する定期的な評価）をいう。

⁸ 米国NRCにおけるIndividual Plant Examination（内部事象に関する原子力発電所のリスク分析）をいう。

⁹ 米国NRCにおけるIndividual Plant Examination for External Events（外部事象に関する原子力発電所のリスク分析）をいう。

¹⁰ 施設がどこまで耐えられるかどうか、どの程度の余裕があるかの評価及び評価結果をいう。

新知見対応プロセスのフローチャート (提案Vのイメージ①)



規制上の手法を選択する際に考慮すべき要素の事例集 (提案Vのイメージ②)

- defense in depth (DID)
- uncertainty
- decreased risk of a security-related event
- decreased risk of exposure to the public
- decreased risk of exposure to workers
- improved state of knowledge
- increased public confidence
- decreased risk of onsite property damage
- decreased risk of offsite property damage
- increased regulatory efficiency
- 10 • increased regulatory effectiveness
- tribes given the option of being informed of commercial nuclear waste shipments passing through their reservations
- improvements in knowledge and increased potential for public perception of unauthorized disclosure of safeguards information due to wider dissemination of information
- core damage frequency (CDF) unaffected
- substantial increase to public health and safety
- added assurance that risk of offsite releases is acceptably low
- insufficient information and modeling to quantify
- subversion of detection process
- ineffective fitness-for-duty (FFD) requirements
- ambiguous regulatory language

- technical developments
- FFD program integrity
- reduction of unnecessary burden
- appropriate balance between the prevention and mitigation of severe accidents, including fission product removal, long-term containment pressure, and severe accident management
- hydrogen control
- external events
- severe accident management
- regulatory efficiency
- improvements in knowledge
- general public
- increased and consistent environmental protection (EP) measures that would decrease the risk of exposure to the public
- increased accident mitigation if it is beyond operator actions
- safety and security-related benefits that would offset the cost
- increased defense capabilities
- safeguards and security considerations
- workplace productivity and efficiency
- public perception
- an improved understanding of the emergency core cooling system (ECCS) and containment spray system (CSS) recirculation at pressurized-water reactor (PWR) facilities

出典 : U.S.NRC, ML14127A447 - SECY-14-0087: Enclosure 1

- NRC Qualitative Factors - List of Regulatory Actions That Rely Upon the Qualitative Consideration of Factors (August 14, 2014).

参照条文

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 [略]

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六～十一 [略]

（変更の許可及び届出等）

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2・3 [略]

4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなる変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 [略]

第九章 原子力事業者等の責務

第五十七条の八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）並びに核原料物質を使用する者（前条第一項第一号又は第三号に該当する場合を除く。第六十一条の二の二第一項及び第八十一条第二号において同じ。）は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用（第六十一条の二の二第八項及び第六十二条の二の二において「原子力利用」という。）における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止又は特定核燃料物質の防護に関し、原子力施設若しくは核原料物質の使用に係る施設（以下「原子力施設等」という。）の安全性の向上又は特定核燃料物質の防護の強化に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一 次に掲げる検査の実施状況

イ～ハ [略]

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ・ロ [略]

三 次に掲げるものに従って講ずべき措置の実施状況

イ 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の認可を受けた保安規定（これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）

ロ～へ [略]

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況

イ [略]

ロ 第二十一条の二第一項、第三十五条第一項、第四十三條の三の二十二第一項、第四十三條の十八第一項、第四十八條第一項、第五十一條の十六第一項から第三項まで、第五十六條の三第一項又は第五十八條第一項に規定する保安のために必要な措置

ハ [略]

2～6 [略]

7 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、第一項各号に掲げる事項について、総合的な評定をするものとする。

8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たっては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

- 9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。
- 10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条、第四十三条の三の二十三、第四十三条の十九、第四十九条、第五十一条の十七、第五十六条の四及び第五十七条の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

◎実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）

（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

- 一 第三条第一項二号ニ（2）の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）
- 二 第三条第一項二号ト（1）の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト（2）の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト（3）の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの
- 三 第三条第一項二号ト（3）の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）
- 四 第三条第一項二号ヌ（2）の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 [略]

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2・3 [略]

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2～7 [略]

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～5 [略]

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 [略]

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規

定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4・5 [略]

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。